

ウイルス愛成 認知症対応型共同生活介護 料金表

令和8年6月1日以降版

1 介護報酬に係る費用

5級地 10.45 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

算定項目	認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
イ	認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）※5					（2ユニット以上）
■	（一）要支援2	749	23,482	46,963	70,444	
	（二）要介護1	753	23,607	47,213	70,820	【計算方法】
	（三）要介護2	788	24,704	49,408	74,112	単位数×30日×10.72（地域単価）
	（四）要介護3	812	25,457	50,913	76,369	=月額報酬額
	（五）要介護4	828	25,958	51,916	77,874	月額報酬額-（月額報酬額×負担割合※4）
	（六）要介護5	845	26,491	52,982	79,473	=利用者負担額
	加算項目					
	注6 夜間支援体制加算					1日につき
□	（1）夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	53	105	157	
□	（2）夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	27	53	79	
□	注7 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	209	418	627	入居日から起算して7日を限度として1日につき
■	注8 若年性認知症利用者受入加算	120	126	251	377	1日につき
■	注9 入院時費用	246	257	514	771	1日につき（1月に6日を限度）
■	注10 看取り介護加算					1日につき（イを算定する場合のみ）
	死亡日以前31日以上45日以下	72	76	151	226	
	死亡日以前4日以上30日以下	144	151	301	452	
	死亡日の前日及び前々日	680	711	1,422	2,132	
	死亡日	1,280	1,338	2,676	4,013	
■	ハ 初期加算	30	32	63	94	1日につき（イを算定する場合のみ）
	ニ 協力医療機関連携加算					
■	（1）協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たしている場合	100	105	209	314	1月につき（イを算定する場合のみ）
□	（2）（1）以外の場合	40	42	84	126	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ホ 医療連携体制加算					1日につき
□	（1）医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57	60	119	179	
□	（2）医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47	50	99	148	
■	（3）医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	39	78	116	
■	（4）医療連携体制加算（Ⅱ）	5	6	11	16	
■	ヘ 退居時情報提供加算	250	262	523	784	1回につき（イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度）
■	ト 退居時相談援助加算	400	418	836	1,254	1回につき（イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度）
	チ 認知症専門ケア加算					1日につき
□	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4	7	10	
□	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5	9	13	
	リ 認知症チームケア推進加算					
□	（1）認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	157	314	471	1月につき（イを算定する場合のみ）
■	（2）認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	126	251	377	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ヌ 生活機能向上連携加算					
□	（1）生活機能向上加算（Ⅰ）	100	105	209	314	初回月のみ
□	（2）生活機能向上加算（Ⅱ）	200	209	418	627	1月につき（3か月が限度）
□	ル 栄養管理体制加算	30	32	63	94	1月につき（イを算定する場合のみ）
□	ヲ 口腔衛生管理体制加算	30	32	63	94	1月につき（イを算定する場合のみ）
□	ワ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	21	42	63	1回につき（イを算定する場合のみ）
■	カ 科学的介護推進体制加算	40	42	84	126	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算					1月につき
□	（1）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	11	21	32	
■	（2）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	6	11	16	
■	タ 新興感染症等施設療養費（1日につき）	240	251	502	753	1月に1回、連続する5日が限度
	レ 生産性向上推進体制加算					1月につき
□	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	105	209	314	
■	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11	21	32	
	ソ サービス提供体制強化加算					1日につき
□	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	23	46	69	
□	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	19	38	57	
■	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7	13	19	
	介護職員等処遇改善加算（1月につき）					
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ		（介護報酬総単位数※1×21.0%）※2×10.72			
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		（介護報酬総単位数※1×22.8%）※2×10.72			
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		（介護報酬総単位数※1×20.2%）※2×10.72			
■	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		（介護報酬総単位数※1×22.0%）※2×10.72			
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		（介護報酬総単位数※1×17.9%）※2×10.72			
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		（介護報酬総単位数※1×14.9%）※2×10.72			

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

※5 3ユニットの場合であって、3ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する場合は50単位を減算。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円-（〇〇円×負担割合※4（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

## 2 その他の費用（介護・予防共通）

項 目		金額	説明
1	食材料費	朝食 : 300円 昼食 : 450円 おやつ : 100円 夕食 : 450円	1食につき（参考※1月(30日)につき39,000円）
2	理美容代	実費	
3	医療費	実費	
4	教養娯楽費	実費	
5	送迎費	実費	
6	その他日常生活費	実費	
7	家賃	53,000円	1月につき
8	光熱水費	22,000円	1月につき 電気・ガス・上下水道料金
9	管理費	11,000円	1月につき ・消防設備・エレベーター設備等の共用設備保守費。 ・デイルーム等の共用スペースのエアコン・洗濯機・照明器具等の保守費。 ・その他修繕積立金、車両保守管理費、園芸療法代。
10	入居保証金	212,000円	月額利用料保証および退居時の居室リフォーム代とし、退居後3ヶ月以内に精算いたします。
11	退居延滞費	退居してから7日を超えて私物を撤去できない場合。	